

国立大学法人福井大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当(ボーナス)については、役員の本給等に、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長がその職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

経営・大学改革担当理事の本給月額について、同理事のこれまでの業績を鑑み、同理事の本給月額の改定を行った。
この改定は、平成20年4月1日からの適用とした。

理事(非常勤)

改定なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	16,780	11,928	4,828	24 (通勤手当)			
A理事	14,210	10,116	4,094				
B理事	6,315	4,215	1,955	145 (単身赴任手当)		8月31日	
C理事	7,383	5,058	2,139	174 (単身赴任手当) 12 (通勤手当)	10月1日		
D理事	14,256	10,116	4,094	46 (通勤手当)			
E理事 (非常勤)	897	888		9 (通勤手当)			
F理事 (非常勤)	894	888		6 (通勤手当)			
G理事 (非常勤)	888	888					
A監事	11,154	8,736	2,353	65 (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	892	888		4 (通勤手当)			

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
B理事	1,791 (45,699)	1 (37)	5 (1)	H20.8.31	-	本学の役員退職手当規程第8条第2項の規定に基づき、役員在職期間中の業績に応じ、増減額はなしと決定した。	
監事						該当者なし	

注: B理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国及び他の国立大学法人の給与水準との均衡を図り、適正な人件費の管理に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律を受ける国家公務員の給与水準を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務評価等の結果を踏まえ、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。ただし、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
昇給	1月1日に、前1年間における職員の勤務成績に応じて、4号給を標準として上位の号給に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における職員の勤務成績に応じて、支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

入学試験業務について見直しを図り、入試手当(特殊勤務手当)を新設した。
(平成20年4月1日施行)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1,191	44.0	6,733	4,853	52	1,880
事務・技術	247	46.3	5,982	4,323	72	1,659
教育職種 (大学教員)	491	48.4	8,547	6,122	40	2,425
医療職種 (病院看護師)	291	35.4	4,735	3,443	50	1,292
技能・労務職種	29	49.1	5,336	3,880	69	1,456
教育職種 (附属高校教員)	24	46.9	7,619	5,559	68	2,060
教育職種 (附属義務教育学校教員)	37	42.1	6,838	5,009	43	1,829
医療職種 (病院医療技術職員)	72	38.9	5,223	3,793	63	1,430
任期付職員	2					
教育職種 (特命教員)	2					

< 常勤職員について >

注: 1. 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

- 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、検査助手、看護助手等の業務を行う職種を示す。
- 「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。
- 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。
- 以下の職種は、該当者がいないため表を省略した。

- ・医療職種(病院医師)
- ・教育職種(外国人教師等)
- ・その他医療職種(医療技術職員)
- ・その他医療職種(看護師)

< 任期付職員について >

注: 1. 任期付職員の「教育職種(特命教員)」は、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

- 任期付職員のうち、事務・技術(特命職員)は該当者がいないため省略した。

[年俸制適用者]

任期付職員	2				
教育職種 (特命教員)	2				

注: 1. 任期付職員の「教育職種(特命教員)」は、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

- 事務・技術(特命職員)は該当者がいないため省略した。

< 在外職員・再任用職員について >

在外職員及び再任用職員の各区分については、該当者がいないため記載を省略した。

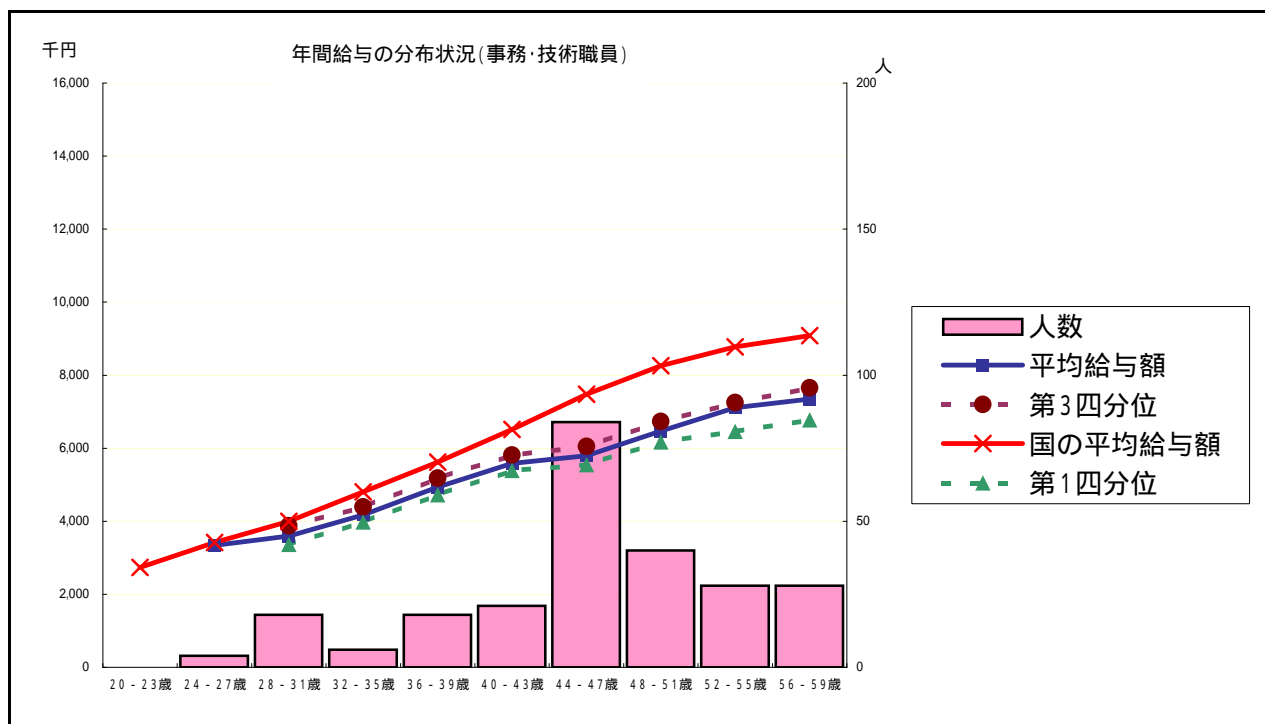
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	63	33.6	3,359	3,020	31	339
事務・技術	7	54.2	3,669	2,731	98	938
医療職種 (病院医師)	44	28.0	2,998	2,998	12	0
医療職種 (病院看護師)	11	43.3	4,618	3,352	64	1,266
医療職種 (病院医療技術職員)	1					

注：1. 「医療職種(病院医療技術職員)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

2. 以下の職種は、該当者がいないため表を省略した。

- ・教育職種(大学教員)
- ・技能・労務職員
- ・その他医療職種(看護師)
- ・教育職種(学術研究員等)

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))
 (在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, まで同じ。)

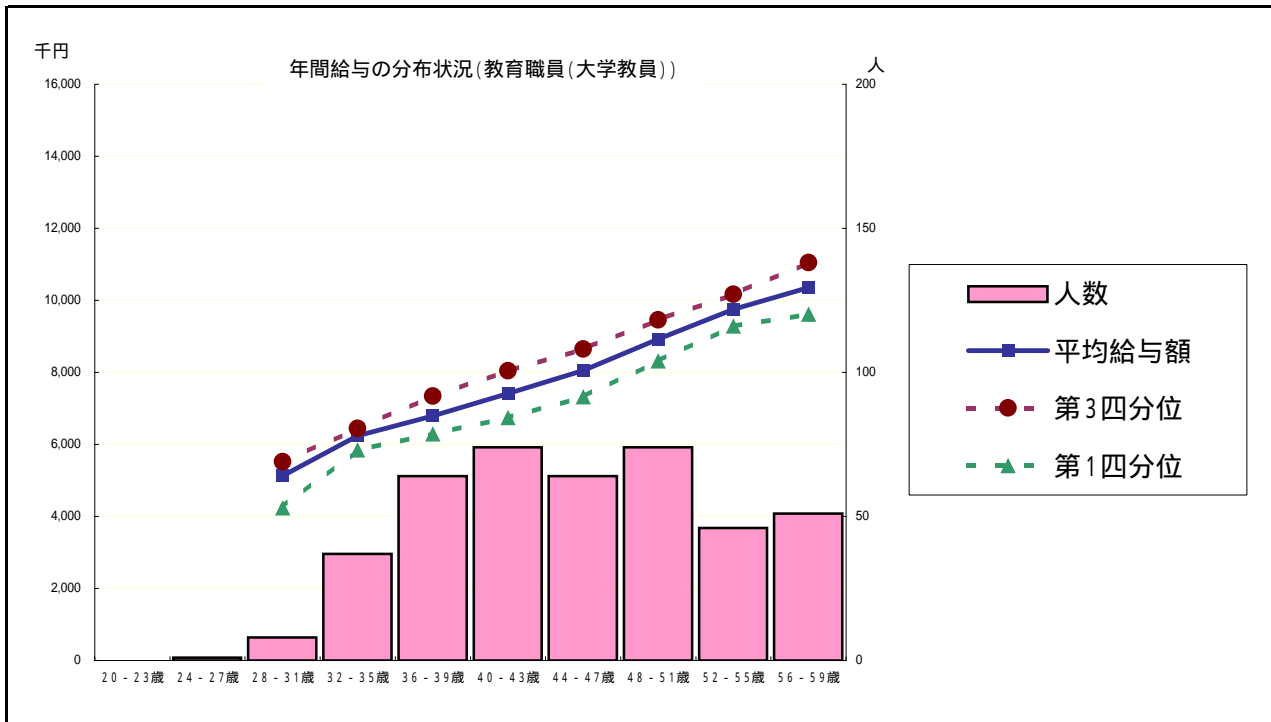


- 注: 1. の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, まで同じ。
 2. 年齢24~27歳の該当者は4人であるため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
部長	3	57.8	-	-	10,230	-
課長	15	56.0	7,650	8,322	7,938	8,322
課長補佐	22	52.8	6,693	7,033	6,805	7,033
係長	120	48.7	5,771	6,554	6,185	6,554
主任	56	43.2	5,171	5,550	5,355	5,550
係員	31	32.0	3,367	4,041	3,817	4,041

- 注: 1. 部長の該当者は3人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与額の第1・第3分位については表示していない。
 2. 「課長」には, 課長相当職である「室長」を, 「課長補佐」には, 課長補佐相当職である「室長補佐」をそれぞれ含む。

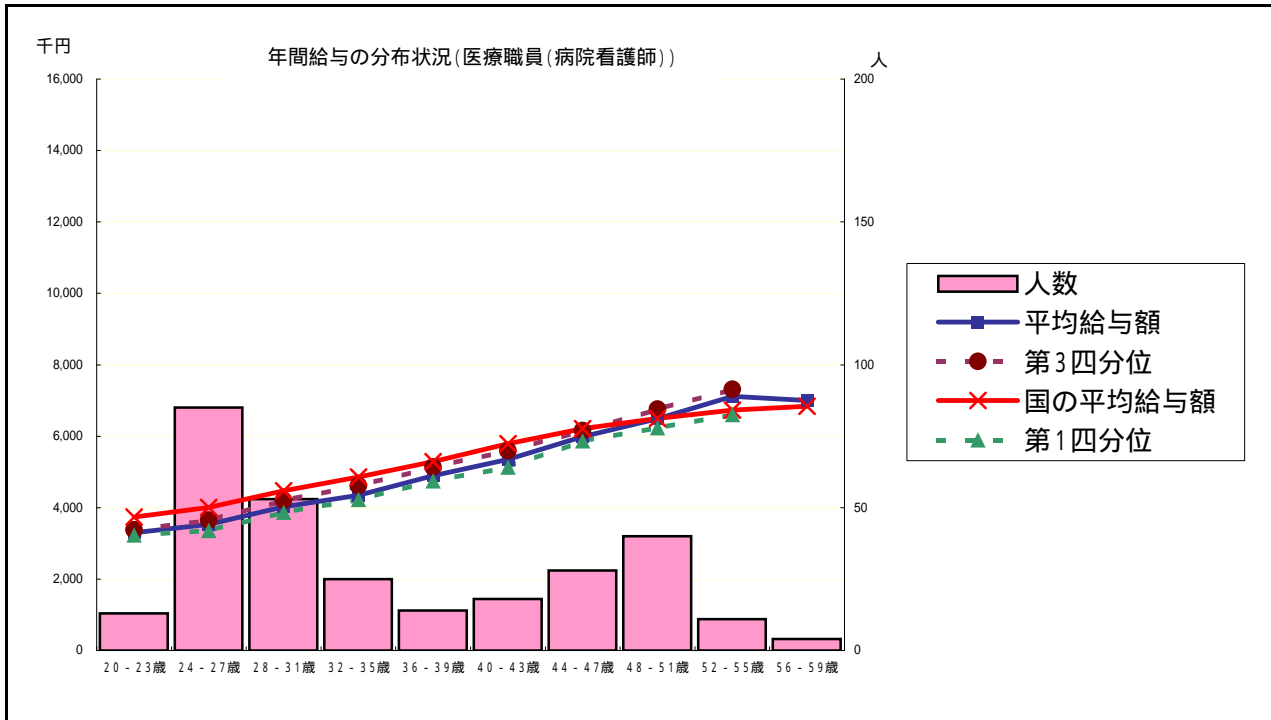


注：年齢24～27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	184	56.4	9,810	10,381	10,980
准教授	139	45.9	7,806	8,199	8,806
講師	55	43.9	6,878	7,429	7,900
助教	106	40.3	6,081	6,408	6,817
助手	6	44.5	4,860	5,753	6,629
教務職員	1	36.5	-	-	-

注：教務職員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。



注: 年齢56～59歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1	55.5	-	-	-	-	-
副看護部長	3	54.5	-	-	7,403	-	-
看護師長	25	50.7	6,672	6,814	6,814	7,040	7,040
副看護師長	49	46.4	5,882	6,044	6,044	6,385	6,385
看護師	213	30.8	3,522	4,062	4,062	4,374	4,374

注1: 看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

注2: 副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級
標準的な職位		事務局長	事務局長	部長	部長	課長	課長補佐	課長補佐 係長
人員 (割合)	247 人	該当者なし () %	該当者なし () %	該当者なし () %	3 (1.2%) 人	4 (1.6%) 人	15 (6.1%) 人	45 (18.2%) 人
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳	59 } 54 歳	54 } 51 歳	59 } 52 歳	59 } 47 歳
所定内給与 年額(最高 ~最低)		千円	千円	千円	7,724 } 7,049 千円	6,939 } 6,095 千円	6,130 } 4,474 千円	5,385 } 4,087 千円
年間給与額 (最高~最低)		千円	千円	千円	10,566 } 9,971 千円	9,461 } 8,163 千円	8,322 } 6,435 千円	7,654 } 5,799 千円

区分	3級	2級	1級
標準的な職位	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	150 (60.7%) 人	25 (10.1%) 人	5 (2.0%) 人
年齢(最高 ~最低)	58 } 36 歳	45 } 27 歳	30 } 26 歳
所定内給与 年額(最高 ~最低)	5,090 } 3,152 千円	3,601 } 2,326 千円	2,880 } 2,226 千円
年間給与額 (最高~最低)	6,985 } 4,420 千円	4,932 } 3,181 千円	3,819 } 3,063 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教 助手	助手 教務職員
人員 (割合)	491	1 (0.2%)	183 (37.3%)	138 (28.1%)	56 (11.4%)	108 (22.0%)	5 (1.0%)
年齢(最高 ~最低)			64 } 42	64 } 31	63 } 30	63 } 28	49 } 32
所定内給与 年額(最高 ~最低)			9,539 } 5,369	7,080 } 4,095	6,351 } 3,983	5,685 } 3,063	4,427 } 3,148
年間給与額 (最高~最 低)			13,603 } 7,701	9,911 } 5,670	8,672 } 5,516	7,647 } 4,212	6,139 } 4,335

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載してしない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護師長	副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)	291	該当者なし (%)	1 (0.3%)	3 (1.0%)	25 (8.6%)	49 (16.8%)	213 (73.2%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ~最低)				56 } 52	57 } 41	57 } 33	53 } 23	
所定内給与 年額(最高 ~最低)				5,279 } 5,098	5,293 } 3,699	4,927 } 3,535	4,486 } 2,259	
年間給与額 (最高~最 低)				7,481 } 7,271	7,316 } 5,319	6,821 } 4,916	6,268 } 3,087	

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載してしない。

賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.6%	65.8%	64.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.4%	34.2%	35.7%
	最高～最低	47.1～32.3%	46.0～29.2%	46.5～30.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.1%	68.4%	66.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.9%	31.6%	33.2%
	最高～最低	40.9～31.2%	37.7～28.4%	38.1～29.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	67.9%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6%	32.1%	33.8%
	最高～最低	40.5～32.8%	34.0～29.9%	37.0～31.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.3%	68.6%	67.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.7%	31.4%	32.9%
	最高～最低	37.1～31.3%	37.0～28.5%	36.7～29.9%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.6%	67.6%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.4%	32.4%	33.8%
	最高～最低	40.9～32.1%	37.7～28.4%	39.3～31.0%

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

80.6

対他の国立大学法人等

95.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

94.4

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))

93.3

対他の国立大学法人等

96.6

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 80.6	
	参考	地域勘案 86.2
		学歴勘案 81.1
		地域・学歴勘案 86.2
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.3% (国からの財政支出額 11,466百万円, 支出予算の総額 27,777百万円 :平成20年度予算)	
	【検証結果】 本学における給与制度は, 国家公務員の給与水準を考慮し行っている。平成20年度の対国家公務員の比較指数は80.6であり, 給与水準は適切なものと判断する。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成19年度決算)	
講ずる措置	国からの財政支出規模が大きいことから, 給与水準については今後も対国家公務員指数等を考慮し, 適正な給与水準の維持に努めるものとする。	

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.3	
	参考	地域勘案 93.6
		学歴勘案 92.1
		地域・学歴勘案 92.7
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.3% (国からの財政支出額 11,466百万円, 支出予算の総額 27,777百万円 :平成20年度予算)	
	【検証結果】 本学における給与制度は, 国家公務員の給与水準を考慮し行っている。平成20年度の対国家公務員の比較指数は93.3であり, 給与水準は適切なものと判断する。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成19年度決算)	
講ずる措置	国からの財政支出規模が大きいことから, 給与水準については今後も対国家公務員指数等を考慮し, 適正な給与水準の維持に努めるものとする。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.6

注:上記比較指標は, 法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に, 平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。なお, 昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職俸給表(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度) 千円	前年度 (平成19年度) 千円	比較増 減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減 千円 (%)
給与, 報酬等支給総額 (A)	9,492,222	9,656,280	164,058 (1.7)	572,988 (5.7)
退職手当支給額 (B)	757,252	713,240	44,012 (6.2)	83,974 (12.5)
非常勤役職員等給与 (C)	2,282,652	1,850,672	431,980 (23.3)	1,066,299 (87.7)
福利厚生費 (D)	1,423,018	1,377,843	45,175 (3.3)	29,220 (2.1)
最広義人件費 (A + B + C + D)	13,955,144	13,598,035	357,109 (2.6)	606,505 (4.5)

注: 1. 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

2. 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 「給与, 報酬等支給総額」, 「最広義人件費」の対前年度比及び増減要因

(1) 「給与, 報酬等支給総額」(前年度比 1.7%)

監事1名の増額要因があったものの、前年度に引き続き人員削減を行ったこと、定年退職者の後任が低年齢層になったことにより、1.7%の減額となった。

(2) 「最広義人件費」(前年度比2.6%)

「給与, 報酬等支給総額」は1.7%減となっているが、退職者数増による「退職手当支給額」の増額(前年度比6.2%)並びに看護師及び外部資金等により雇用する職員数の増加による「非常勤役職員等給与」の増額(前年度比23.3%)により、最広義人件費は2.6%の増額となった。

2. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策は、次のとおりである。

(1) 教職員定員の管理について、全学的な視点から最適な定員配置を決定する。

(2) 定員管理は、役員会での検討を経て、学長が決定する。

(3) 教員、職員等の定員区分に捕らわれず、必要に応じ定員を計画的・効果的に設定する。

(4) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

なお、人件費削減の取組の進捗状況は、下表のとおりである。

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給与, 報酬等支給総額 (千円)	10,353,002	9,903,846	9,656,280	9,492,222
人件費削減率 (%)		4.3	6.7	8.3
人件費削減率(補正值) (%)		4.3	7.4	9.0

注: 1. 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

2. 基準年度(平成17年度)の給与, 報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし。